

# 魚津市自治振興会連合会 会則

(名称)

第1条 本会は、魚津市自治振興会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、各地区の振興会相互の連絡・調整及び協議等を図るとともに、市民が主体となるまちづくりを推進することにより、住みよく活力ある地域の実現をめざし、ふるさと魚津の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、魚津市役所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題及び広域課題の解決のための意見交換
- (2) 市及び関係諸団体との連絡・調整等
- (3) 市民が主体となるまちづくりのための調査研究
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第5条 本会は、別表1に定める各地区の振興会の代表者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第7条 役員は、役員会において選出し、総会において承認する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会計監事)

第10条 本会に会計監事を置く。

2 会計監事は、2名とし、総会において選出する。

(会計監事職務)

第11条 会計監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第12条 会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

(1) 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(2) 定例会、役員会は、必要に応じて開催する。

(3) 前号の会議は、会長が認めたときのほか、会員の3分の1以上の要請があるときには開催するものとする。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員承認

(4) 会則の改正

(5) その他重要事項

2 総会の議長は、会長が行い、議事を進行する。

総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例会)

第14条 定例会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 市から委託、または、協議を依頼された事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第15条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び定例会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市から委託、または、協議を依頼された事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

2 会長は、本会を運営するにあたり、会計監事の意見等を必要とする場合は、会計監事に役員会への出席を求めることができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 本会の収支予算については、総会の決議により定め、収支決算については、会計監事の監査を経て、総会の承認、決議を得なければならない。

(監査)

第19条 本会の監査は、毎年1回会計監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(細則)

第20条 本規約に定めのない事項及び本会の運営上で必要な細則は、総会の決議により定める。

附則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

地区名	振興会名
大 町	大町地域振興会
村 木	村木地区振興協議会
下中島	下中島地域振興会
上中島	上中島地域振興会
松 倉	松倉自治振興会
上野方	上野方地域活性化協議会
本 江	本江地区振興会
片 貝	片貝地域振興会
加 積	加積地域振興会
道 下	道下地区振興協議会
経 田	経田地区振興協議会
天 神	天神地域振興会
西布施	西布施地域振興会